

## 建設局はなまる活動表彰等選考要綱

制定 平成 27 年 10 月 5 日  
改定 令和 6 年 4 月 1 日

### (目的)

第1条 この要綱は、はなまる活動表彰制度要綱第2条に基づき、建設局において職場活性化の推進及び地域貢献活動（以下「はなまる活動」という。）に取り組み一定の功績をあげている職場または所属内のグループ（以下「候補者」という。）に光をあてるこことによって、はなまる活動のさらなる推進及び職員のモチベーションの向上を図ることを目的とする。

### (表彰事由及び表彰者)

第2条 表彰事由及び表彰者は、次の各号のとおりとする。

- (1) はなまる活動に取り組み、特に秀でた功績をあげている候補者については、はなまる活動表彰制度要綱第2条第1項各号に該当する事例（以下「市長表彰事例」という。）とし、総務局長へ推薦する。
- (2) はなまる活動に取り組み、一定の功績をあげている候補者については、建設局職員表彰実施要綱第3条第1項第1号に該当する事例（以下「建設局職員表彰事例」という。）とし、建設局職員表彰を実施する。

### (委員会の設置)

第3条 前条の表彰事由及び表彰者の選考について審議を行うため、建設局はなまる活動表彰等選考委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (審議事項)

第4条 委員会では次の各号に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 市長表彰事例の選考
- (2) 建設局職員表彰事例（建設局職員表彰実施要綱第3条第1項第1号に該当する事例）の選考
- (3) その他必要な事項

### (構成)

第5条 委員会は委員長及び委員で構成する。

- 2 委員長は建設局長とする。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理するために総務部職員課に事務局を置く。

2 事務局は委員会の議事を記録し、これを保存する。

(運営)

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、これを開催する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席によって成立する。

3 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月5日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年9月12日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年10月28日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

別表（第5条関係）

役職	補職
委員長	局長
委員	臨海地域事業推進本部長
委員	理事
委員	総務部長
委員	管財担当部長
委員	企画部長
委員	都心活性化担当部長
委員	工務担当部長
委員	道路公園・下水道設備担当部長
委員	道路河川部長
委員	街路担当部長
委員	下水道部長
委員	下水道部資源循環担当部長
委員	公園緑化部長
委員	公園企画運営担当部長
委員	公園活性化担当部長
委員	東部方面管理事務所長
委員	西部方面管理事務所長
委員	南部方面管理事務所長
委員	北部方面管理事務所長
委員	臨海地域事業調整担当部長
委員	臨海地域連絡調整担当部長
委員	淀川左岸線2期建設事務所長
委員	臨港方面管理事務所長